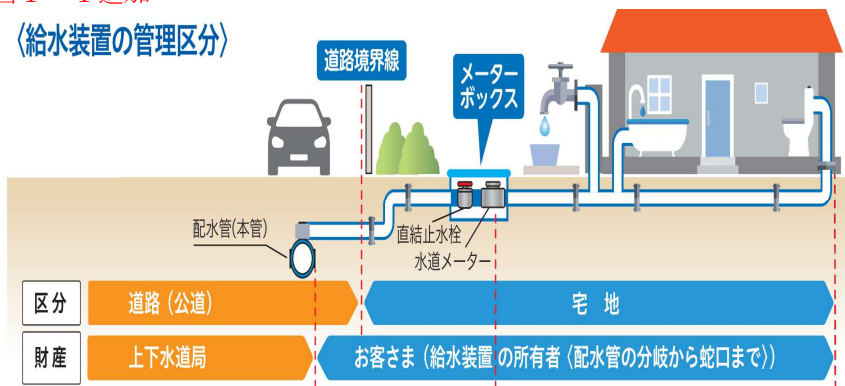


給水装置テキスト新旧対照表

改正後（案）	現行
○第１章 総則 第１節 目的 この給水装置テキストは、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「政令」という。）、水道法施行規則（以下「施行規則」という。）、大分市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）及びその他関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施工に関して必要な事項を定めることを目的とする。 第２節 給水装置の定義 給水装置については、法第３条第９項の規定に『「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水支管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。』と定義している。（図１－１参照） すなわち、給水装置とは、需要者に水を供給するために、市が管理する配水支管から分岐して設けられ、配水支管圧を直接利用して給水を行うものをいい、ゴムホース等任意に取り外しのできるもの及び受水タンク以下の装置などはこれに含まれない。又、給水装置は需要者の財産であり、費用の負担はもちろんのこと、維持管理が義務づけられている。以下、関係装置にかかる用語の定義は次のとおりである。	○第１章 総則 第１節 目的 この給水装置テキストは、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、水道法施行規則（以下「施行規則」という。）、大分市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）及びその他関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施工に関して必要な事項を定めることを目的とする。 第２節 給水装置の定義 給水装置については、法第３条第９項の規定に『「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水支管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。』と定義している。 すなわち、給水装置とは、需要者に水を供給するために、市の布設した配水支管から分岐して設けられ、配水支管圧を直接利用して給水を行うものをいい、ゴムホース等任意に取り外しのできるもの及び受水タンク以下の装置などはこれに含まれない。又、給水装置は需要者の財産であり、費用の負担はもちろんのこと、維持管理が義務づけられている。以下、関係装置にかかる用語の定義は次のとおりである。

図 1 - 1 追加

〈給水装置の管理区分〉



3. 給水用具

給水用具とは、給水管に直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、割丁字管、止水栓、給水栓、弁類（逆止弁を含む）及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をいう。

第5節 給水方式

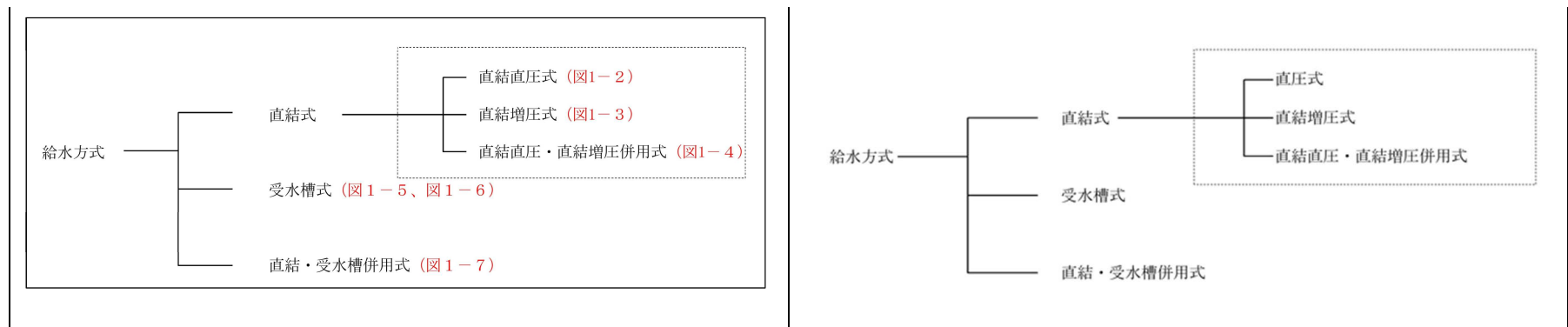
給水方式は大別して直結式給水方式（図 1 - 2 ～ 4）と受水槽式給水方式（図 1 - 5 ～ 6）及び直結・受水槽併用式給水方式（図 1 - 7）に分けられる。

3. 給水用具

給水用具とは、給水管に直結する器具・機材で、分水栓、丁字管、止水栓、仕切弁、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をいう。

第5節 給水方式

給水方式は大別して直結式給水方式と受水槽式給水方式及び直結・受水槽併用式給水方式に分けられる。



給水方式図追加

給水方式

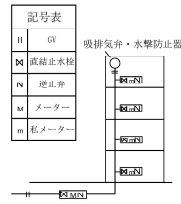


図1-2 直結直圧式の例

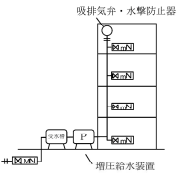


図1-5 受水槽式の例

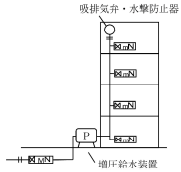


図1-3 直結増圧式（ポンプ直送式）の例

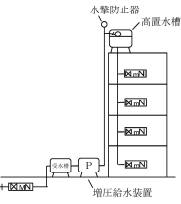


図1-6 高置水槽方式の例

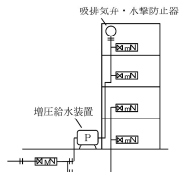


図1-4 直結直圧・直結増圧併用式の例

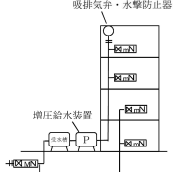


図1-7 直結直圧・受水槽併用式の例